

# 香川県教育基本計画（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

教委総務課企画・広報グループ

〒760-8582 高松市天神前6番1号

電話:087-832-3736/FAX:087-806-0233

E-mail:kyoisomu@pref.kagawa.lg.jp

令和3年7月2日から令和3年8月2日までの1カ月間、香川県教育基本計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、15名・団体から62件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

## 〈ご意見の提出者数〉

個人	13名
団体	2団体
合計	15名・団体

## 〈提出されたご意見の数〉

教育施策の推進に関すること	19件
「第1章 教育をめぐる現状と課題」に関すること	13件
「第2章 基本理念、重点項目、施策体系」に関すること	10件
「第3章 施策の推進」に関すること	20件
合計	62件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<b>教育施策の推進に関すること</b>	
<p>インターネットやゲームには有用な面も有る。ネット・ゲーム依存予防対策として、インターネットやゲームの利用時間を規制したり、ゲームの有用性を否定することはあってはならない。</p> <p style="text-align: center;">（同趣旨ご意見他 10 件）</p>	<p>インターネットやコンピュータゲームは情報収集やコミュニケーションの手段、また生活にうるおいを与えるものなどとして、多くの有用な面があると認識しております。</p> <p>県教育委員会では、子どもたちが、インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用により、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じる依存状態に陥ることを予防するため、正しい知識の普及啓発や家庭でのルールづくりの推進、依存状態に陥りつつある児童生徒の早期発見・早期対応などの予防対策が重要と考えております。</p>
<p>ネット・ゲーム依存に科学的根拠はなく、教育基本計画において取り上げたり、ネット・ゲーム依存対策を実施するべきではない。</p> <p style="text-align: center;">（同趣旨ご意見他 6 件）</p>	<p>県教育委員会では、子どもたちが、インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用により、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じる依存状態に陥ることを予防するため、正しい知識の普及啓発や家庭でのルールづくりの推進、依存状態に陥りつつある児童生徒の早期発見・早期対応などの予防対策が重要と考えております。</p> <p>なお、本計画で用いる「ネット・ゲーム依存」についての用語解説を追加いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>追加箇所</p> <p>P16 図表の次</p> <p>「●ネット・ゲーム依存</p> <p style="padding-left: 20px;">インターネットやコンピュータゲームの利用が生活の中心となり、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じてもなお、過剰使用をやめられない状態」</p> </div>
<p>新省庁設置を検討されていることも政策や、デジタル庁によるデジタル政策の最新の動きに対応した教育基本計画にしてほしい。</p>	<p>国の動きも注視しながら、引き続き、本県の教育施策を推進してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
「第1章 教育をめぐる現状と課題」に関すること	
「2 子どもたちを取り巻く現状」に関すること	
<p>(P15) (1)子どもたちの現状 ■いじめ、暴力行為等問題行動と不登校、ネット・ゲーム依存について</p> <p>P16に掲載されている「ネット・ゲームへの依存傾向(香川県)」に用いられている「スマートフォン等の利用に関する調査」については、その質問項目が不適切であり、科学的根拠がない。</p> <p>(同趣旨ご意見他3件)</p>	<p>当該質問については、厚生労働省研究班による生活習慣についての全国調査（平成29年度）を基に作成しております。</p>
<p>「いじめ、暴力行為等問題行動と不登校、ネット・ゲーム依存について」では、不登校等に続けてネット・ゲーム依存について記載しているが、ネットが不登校等の原因ではないため、分けて記載すべきである。</p> <p>(同趣旨ご意見他2件)</p>	<p>本項目については、いじめや暴力行為、不登校及びネット・ゲーム依存といった、本県における児童生徒の課題について記載したものであり、それぞれの因果関係を示すものではありません。不登校には様々な要因があると考えております。</p>
<p>(P16) (1)子どもたちの現状 ■体力、運動能力について</p> <p>体力・運動能力を高めるためには、スポーツジムのように教師がマンツーマンで正しいフォームや正しい筋肉の使い方を体育の授業で指導すべきである。</p>	<p>I C T機器等を活用するなど、引き続き、体育の授業において、正しいフォーム等についての指導にも努めてまいります。</p>
<p>(P23) (3)家庭や地域 ■家庭や地域の教育力</p> <p>保護者において悩みの度合いが高まっているものとして、「子どものテレビ・ゲーム・ネット等、メディアの利用」が書かれているが、あわせてインターネットは悩みの解決にもつながる旨の記述を求める。</p>	<p>当該箇所は、県教育委員会が実施した平成30年度家庭教育状況調査において、保護者の悩みの度合いが高いものを列記した箇所であります。</p>
「4 生涯学習について」に関すること	
<p>(P28) (2)子どもの読書の現状</p> <p>政府の策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では、子どもの読書について「電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。」としている。</p> <p>したがって、第3章6-2-①「子どもが読</p>	<p>子どもの読書活動推進に当たり、今後電子書籍の利活用を検討していくほか、デジタルライブラリー化や読書バリアフリー化など、通信技術を活用した取組みを進めてまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>書に親しめる環境づくり」などでは、情報通信技術を活用した読書や、電子書籍による読書も対象に含み、施策を進めるべきである。</p> <p>（同趣旨ご意見他 2 件）</p>	
<p>「週 1 回以上本を読んでいる子どもの割合」には電子書籍が入っているのか。入っていないければ、電子書籍を読むようになったことが調査結果や分析に反映されていないのではないか。</p>	<p>県教育委員会では、子どもの読書活動の現状を把握するため、アンケート調査を実施しています。回答に当たっては、「本には電子書籍を含む」としており、調査結果は電子書籍を含めた状況を捉えたものであると考えております。</p> <p>引き続き、子どもが読書に親しめるための環境づくりに努めてまいります。</p>
<p>「第 2 章 基本理念、重点項目、施策体系」に関すること</p>	
<p>「2 重点項目」に関すること</p>	
<p>(P33) 「重点項目 2. 心の育成」</p> <p>自己肯定感とは「自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉」である。</p> <p>「重点項目 2. 心の育成」の基本的方向の「豊かな心、多様性を尊重する心の育成」「共感的理解に基づく生徒指導の充実」などにおいて、「学習させる＝与えること」が先行しすぎており、子どもの自主的な関心の発露によって関心をもって社会の様々な問題を知ることが逆に阻害する恐れがある。</p>	<p>自己肯定感・自己有用感の育成には、子どもたちの自主的・自発的な活動を尊重することは必要不可欠であり、その他の教育活動においても子どもたちの自主性・自発性を重視していきます。</p>
<p>「優れた文化や芸術にふれることで、感性を磨き、豊かな情操を培う」という旨の基本的方向を実現するに当たり、優れた文化や芸術にふれる手段として、インターネットやVRなどの最新技術の活用を記載すべきである。</p>	<p>最新技術の活用も含め、児童生徒が優れた文化芸術を鑑賞したりする機会の充実に、引き続き努めてまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>「奉仕活動」が教育面での成果や誇りにつながるのは、『当人の矯正・救済として行う場合』か『満たされた者が満たされし故に背負う務めのために行う場合』であり、18歳・高校生以下がやるなら「体験活動」であるので、「奉仕活動」という語句は「体験活動」にすべきである。</p>	<p>植樹などの美化活動や医療機関での話し相手や読み聞かせなど「人や社会のために」という思いをもって働くことを奉仕活動としてとらえ、体験活動と並記しています。</p>
<p><b>(P34)「重点項目3. 体の育成」</b>  「インターネットの過度な利用による視力低下」だけを取り上げる文意が不明である。視力低下の主な原因は遺伝、勉強、読書であり、視力低下の原因を誤解させる。事実に基づいた記述を求める。</p>	<p>当該箇所については、近年多様化する健康課題の一つとして記載しております。</p>
<p>ネット・ゲーム依存は心の問題であるため、「重点項目3. 体の育成」に記載する必要は無い。</p>	<p>ゲームやインターネットの過剰な利用については、心の問題であるとともに、視力低下などの身体的な健康課題も生じることから、「重点項目3. 体の育成」にも記載しております。</p>
<p><b>(P35)「重点項目4. 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成」</b>  主権者教育・消費者教育・金融教育・租税教育は地域にとらわれない市民を育成する概念であり、県外でも適用される教育を上位概念にすべきである。  高卒後の県外進学率の高さ、高等教育を終えた後の県外就職率、県外で活躍する県民を念頭に置いて、重点項目4の基本的方向「郷土を支える教育の推進」は、見出しを「主権者になるための教育の推進」など、郷土に限定しない文言にすべきである。</p>	<p>県教育委員会では、予測困難な時代において子どもたちが夢や志を持って生きていくためには、その心身を支える基盤が必要であり、子どもたちが郷土について学び、愛着や誇りを育むことが、子どもたち自身の自信や意欲、人生を歩んでいくうえで重要な視座の確立につながると考えております。  また、香川の現状を踏まえながら、主権者教育や消費者教育等を通じて、社会の課題を多角的に考え公正に判断する力や、地域課題の解決に主体的にかかわろうとする意欲や態度を育成することが、県外に進学・就職する場合においても重要であるとと考えております。  こうしたことから、「郷土を支える教育の推進」の中で取り上げております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P39)「重点項目 6. 家庭や地域での学びの環境づくり」</p> <p>「就学前からの家庭教育の啓発」を親が過剰に重視するがために児童虐待につながる事例もある。その事実を踏まえた記載に訂正すべきである。</p> <p>また、「学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもの体験活動や交流活動の充実に向けた取組みを行う」について、「大人の価値観だけでよいと認めたもののみ」を押し付けることを重視するかのようこの記載は、子どもののびのびとした感性の育成につながらない恐れがある。</p> <p>また、ICTの利活用を除外してはならない。</p>	<p>県教育委員会では、保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの発達段階に応じた適切なかわりができるよう、保護者に対する学習機会の充実を図っております。</p> <p>また、子どもたちは、地域で暮らす人々とのかわりを通じて、学校では学べないものを学び、身に付けていくことから、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもの体験活動や交流活動の充実に向けた取組みを進めております。</p> <p>ICTについては、各活動の中で利活用を図ってまいります。</p>
<p>重点項目 6 の基本的方向「いつでも学べる環境づくり」などにおいて、読書に固執する理由が不明である。真に「いつでも学べる環境づくり」を希求するなら、ICTの利活用を明記すべきである。</p>	<p>子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものと認識しています。</p> <p>また、ICTの利活用については、今後電子書籍の利活用を検討していくほか、デジタルライブラリー化や読書バリアフリー化への取組みを進めてまいります。</p>
<p>(P40)「重点項目 7. スポーツの育成」</p> <p>レクリエーションスポーツの団体やeスポーツの団体にも、生涯スポーツや障害者スポーツの観点から茨城県のように支援してほしい。</p>	<p>県教育委員会では、毎年、県民スポーツ・レクリエーション祭の開催や生涯スポーツ指導者の育成等を行い、生涯スポーツ等の振興を図っております。</p> <p>また、障害者スポーツについては、県障害福祉課において、チャレンジドスポーツ体験会を開催するほか、香川県障害者スポーツ協会を通じて、レクリエーションスポーツの団体会員を含め、大会開催経費の助成や運営費補助等の支援をしております。</p> <p>引き続き、これらの支援に取り組んでまいります。</p>
<p>「スポーツに関する部分については、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき定めるスポーツの推進に関する計画」とあるが、茨城県の事例などを参考に、eスポーツの普及および施策の推進についても取り込むべきである。</p>	<p>現時点では、eスポーツに関する具体的な施策を予定しておりませんので、ご意見については、参考とさせていただきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<b>「第3章 施策の推進」に関すること</b>	
<p>(P45) <b>1-1-①確かな学力の育成</b>  「1-1-①-(4)理数教育の充実」は、ICTの利活用を含める記載が望ましい。  特に、ゲームプログラミングは、数学、物理学、統計学、論理的思考力、問題解決能力等、理数教育に必要な大半の要素を「楽しみながら」一挙に学習できる強力な素材である。</p>	<p>プログラミング教育の推進を含む教育におけるICTの活用については、「1-1-③ICTを活用した教育の推進」に総合的に記載しております。</p>
<p>(P47) <b>1-1-②読解力の育成</b>  P47「読解力の育成」などにおいて、「活字離れがICTツールによって幫助された」と記載されているが、根拠が不明である。  デジタルの世界では、論文アーカイブや長文の記事、専門情報など、駆使すれば相応の分量の活字に触れる機会が多い。その事実を無視した記載は削除すべきである。</p>	<p>分量のある文章に向き合い、時間をかけて読む機会の減少に関する認識について記載しておりましたが、次のとおり修正いたします。</p> <p>修正箇所  P47 <b>現状と課題</b></p> <p>○ 近年、<u>読書量や新聞を読む機会は減少傾向にある一方、スマートフォンなどを活用したICT機器の利用時間は増加傾向にあります。本や新聞等を通じて、一定量の文章と接する機会を確保することも重要となっています。</u></p>
<p>障害があっても程度が軽度である児童が福祉機器に触れる機会を設けるため、第3章<b>1-1-②-(1)</b>などに記載している「特別支援学校では、一人ひとりのニーズに応じて、文字拡大や音声読み上げ、自動ページ送り等ICTみの機能を活用する」という取り組みは全児童に拡大することを検討すべきである。</p>	<p>特別支援学校だけではなく、小・中学校、高校において、タブレットの文字拡大などICTの機能の活用を行っていることから、次のとおり修正いたします。</p> <p>修正箇所  P48 <b>1-1-②-(1)</b>  P68 <b>2-1-③-(4)</b>  P119 <b>6-2-①-(3)</b> ※記載はすべて同じ</p> <p>「特別支援学校では、一人ひとりのニーズに応じて、文字拡大や音声読み上げ、自動ページ送り等ICTの機能を活用し、だれもが読書活動を楽しめるよう取り組んでいきます。」</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P66) <b>2-1-③豊かな感性や情操の育成</b></p> <p>学校図書館法では「学校には、・・・司書教諭を置かなければならない」（第五条）としている。附則の（司書教諭の設置の特例）で「第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」としているが、11学級以下の小・中学校への司書教諭の配置も、必置の原則は変わらない。</p> <p>このため、P66の「<b>2-1-③豊かな感性や情操の育成</b>」の「現状と課題」7番目に「学校図書館については、司書教諭を配置する必要がある12学級以上の小・中学校と、すべての県立学校に司書教諭を配置しており、」から、「司書教諭を配置する必要がある」の部分は削除し、その上で、「11学級以下の小、中学校へも司書教諭への配置に努め、」を、「司書教諭を配置しており、」の後に挿入する方がよい。</p>	<p>司書教諭は学校図書館の専門的職務に携わっており、子どもの読書活動を推進していくために重要な役割を担っていると考えております。そのため、11学級以下の司書教諭の配置についても、今後充実を図っていくことが重要と考えております。</p>
<p>小、中学校学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させること」とある。</p> <p>また、先の「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」でも、「授業における学校図書館やその資料の活用の項目」が、新しく加わった。</p> <p>学校図書館設置の2大目的の一つは、「教育課程の展開に寄与すること」であることから、こうした観点からの「現状と課題」、「施策」、「数値目標」などを追加すべきである。</p>	<p>学校図書館は、各教科等の学習において、知識や情報を得たり、学びを広げたりすることのできる重要な学習の場であり、児童生徒の本に関わる機会を保障するためにも、今後も学校図書館の利活用を一層図ってまいります。</p>
<p>児童生徒は図書館を学習のためにも利用しているとともに、漫画の中にも歴史等に関するものもあることから、「数値目標11」の「・・・（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）・・・」の（ ）部分を削除した方がよい。また、対象学年は文部科学省調査にあわせて、小学6年生と中学校3年生とした方がよい。</p>	<p>この質問は、小学校5年生と中学校2年生を対象に県教育委員会が行っているものであり、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙（小学校6年生と中学校3年生で実施）に揃えています。これにより、小5から小6、中2から中3への変化や、過去からの推移の把握が可能となります。</p> <p>また、本指標については、県教育委員会</p>



ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方												
	<p>が実施する調査結果を用いるため、小学5年生と中学2年生が対象となっています。</p> <p>このため、P68の数値目標における「小学6年生」は「小学5年生」の誤記であり、次のとおり修正いたします。</p> <p>（修正箇所 P68 数値目標）</p> <table border="1" data-bbox="852 512 1406 611"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状</th> <th colspan="2">令和7年度の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学5年生</td> <td>71.9%</td> <td>小学5年生</td> <td>76%</td> </tr> <tr> <td>中学2年生</td> <td>33.1%</td> <td>中学2年生</td> <td>38%</td> </tr> </tbody> </table>	現状		令和7年度の目標		小学5年生	71.9%	小学5年生	76%	中学2年生	33.1%	中学2年生	38%
現状		令和7年度の目標											
小学5年生	71.9%	小学5年生	76%										
中学2年生	33.1%	中学2年生	38%										
<p>2-1-③-(2)の「芸術家育成事業」については、文化芸術基本法に含まれる舞台芸術やマンガ・アニメ・ゲームなどの現代視覚文化、漆芸をはじめとした香川の伝統工芸等多様な創作活動で実施すべきである。</p>	<p>県教育委員会では、「香川県文化芸術振興計画」に沿って、学校における音楽や演劇の発表活動や鑑賞活動、地域における文化芸術活動など、子ども向けのさまざまな施策を展開しております。</p>												
<p>(P73) 2-2-②不登校児童生徒への支援</p> <p>高校は義務教育ではないのに、なぜ登校にこだわるのか。何歳になっても高校生になれるという価値観を広めるべきではないか。</p>	<p>県教育委員会では、登校という結果のみを目標とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざし、児童生徒の最善の利益を最優先として支援に取り組んでいきます。</p>												
<p>(P75) 2-2-③インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進</p> <p>「令和元年5月に、世界保健機関において、「ゲーム障害」が正式に疾病と認定されたように、インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用によるネット・ゲーム依存が問題となっています。」との記載があるが、世界保健機関が定める「ゲーム障害」と条例等に記載がある「ネット・ゲーム依存症」を同一視することは不適切である。</p>	<p>本計画では、ネット・ゲーム依存は「インターネットやコンピュータゲームの利用が生活の中心となり、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じてもおお、過剰使用をやめられない状態」を指すものとして用いております。</p> <p>なお、本計画で用いる「ネット・ゲーム依存」についての用語解説を追加いたします。</p> <p>追加箇所</p> <p>P16 図表の次</p> <p>「●ネット・ゲーム依存</p> <p>インターネットやコンピュータゲームの利用が生活の中心となり、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じてもおお、過剰使用をやめられない状態」</p>												

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>2-2-③の「現状と課題」において、世界保健機関において、「ゲーム障害」が正式に疾病と認定された旨の表記がある。これは ICD-11 のことを指していると思われるが、ICD には疾病以外のものも分類されており、修正が必要である。</p>	<p>ご意見を踏まえて、次のとおり修正いたします。</p> <p>修正箇所 P75 <b>現状と課題</b> 「令和元年5月に、世界保健機関において、「ゲーム症〈障害〉」が国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）の「物質使用症〈障害〉群または嗜癮行動症〈障害〉」のカテゴリーに収載されたように、」</p>
<p>成人年齢が引き下げられる中、高校生に対するネット・ゲーム依存対策として家庭でのルールづくりが必要として、スマートフォンの利用に規制をかけることは不適當である。</p>	<p>県教育委員会では、子どもたちが、インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用により、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じる依存状態に陥ることを予防するため、高校生においても、正しい知識の普及啓発や家庭でのルールづくりの推進などの予防対策が重要と考えております。</p>
<p>(P84) <b>4-1-①郷土に誇りを持つ教育の推進</b> 「4-1-①郷土に誇りを持つ教育の推進」については、推進すべきか疑問である。郷土に誇りを持つことを植えつけるより、自然と誇りを持てるような風土を形成することが重要であると考える。</p>	<p>県教育委員会では、予測困難な時代において子どもたちが夢や志を持って生きていくためには、その心身を支える基盤が必要であり、子どもたちが郷土について学び、愛着や誇りを育むことが、子どもたち自身の自信や意欲、人生を歩んでいくうえで重要な視座の確立につながると考えております。</p> <p>こうしたことから、「4-1-①郷土に誇りを持つ教育の推進」において、郷土香川の自然、歴史、伝統文化、産業、地域で生きる人々の営みなどを学び、郷土に対する誇りを育むことを通して、香川で育ったことが、人生のゆるぎない礎となるようにしたいと考えております。</p>
<p>(P88) <b>4-1-③キャリア教育の推進</b> 職業教育の充実を職業学科に限定せず、総合学科・普通科・定時制を含めた全高校で推進すべきである。</p>	<p>「4-1-③キャリア教育の推進」の[現状と課題]にありますように、職業学科以外の高校においても、生徒が望ましい職業観や勤労観を身に付けられるよう、インターンシップや社会人講師による出前授業等の実施に努めております。</p> <p>また、職業学科における職業教育の充実は、<b>主な施策</b>の一つとして記載しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>進学校での就職指導や専門学校への進学指導は重要であり、公立高校の改革として、①進学校における就職や専門学校への進学に関する取組みの強化、②進学校の普通科における就職・公務員コースの新設、③進学校の大学進学率は60%を上限とすること、の3点を追加してほしい。</p>	<p>普通科高校においても、キャリア教育の充実を図り、社会人講師を招へいしての出前授業や就職ガイダンス等の機会を設け、大学の進学指導のみに特化せず、生徒の適性や希望に応じた進路指導に努めております。</p> <p>なお、県教育委員会では、令和3年度から10年間の計画である「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」を策定しており、このビジョンに基づき、地域のニーズや生徒の多様な学びのニーズに応えられる、魅力ある高校づくりをより一層推進してまいります。</p>
<p>社会福祉士、心理職、キャリアコンサルタントなどで構成される東京都のユースソーシャルワーカーの運用を参考に、高校中途退学者や卒業生のフォロー、就労支援に努め、その旨明記する必要がある。</p>	<p>県教育委員会では、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして県立高校に配置し、教育相談体制を整備するとともに、高校を中途退学した場合については、関係機関と連携して就労支援に努めており、ご意見については参考にさせていただきます。</p>
<p>(P113) <b>6-1-①家庭の教育力の向上</b>  児童生徒に対する多様性の尊重も記載されている中、<b>6-1-①-(1)</b>に記載されている「早寝 早起き 朝ごはん」は、特定の生活スタイルのみを是としており、基本計画にふさわしくない。  (同趣旨ご意見他1件)</p>	<p>県教育委員会では、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」といった子どもにとって必要不可欠な基本的な生活習慣を身に付けることで、子どもたちの学習意欲や体力、気力の向上につながることをめざして取り組んでおります。</p>
<p>(P118) <b>6-2-①子どもが読書に親しめる環境づくり</b>  読書が嫌いな子もいる。強制的に読ませることはあってはならない。</p>	<p>子どもが読書に親しむためには、自主的、自発的に読書ができる環境づくりが必要であると考えております。</p> <p>ビブリオバトルや「23が60読書運動」への取組みは、子どもの読書への興味や関心を高める取組みとして実施するものであり、読書を強制するものではありません。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P125) 7-2-① トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり</p> <p>スーパー讃岐っ子育成事業については、トップアーティストの育成も対象とするべきである。</p> <p>(同趣旨ご意見他 1 件)</p>	<p>県教育委員会では、文化芸術の振興施策として、かがわ未来のアーティスト育成事業を実施し、文化芸術の担い手を育成するため、児童・生徒等が文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、指導者の資質向上を図っております。</p>